

## 第3章 改革の実現に向けた6つの取組

### 取組 効率的・効果的な行政体制の整備

本市では、「第1次改革プラン」を策定した2002（平成14）年度から、「行政体制の再整備」を取組の柱の一つとして掲げ、職員配置、組織機構、公営企業や出資法人等のいわゆる市役所の内部改革に最優先で取り組んできました。

この取組は、「民間でできることは民間で」を基本原則に、次の三つを基本的な考え方として、さまざまな分野の公共サービスにおいて民間活用を図ってきたものです。

市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入する。

市場原理が働かない領域においては、民間部門が提供するサービスを本市が監視・指導・必要な支援をする。

民間部門の提供が適さないものは本市が直接サービスを提供し、行政責任を果たす。

今後も、こうした基本的な考え方については継承しながら、これまでの取組を踏まえ、従来の業務執行手法について改めて検証を行うとともに、民間活用のさらなる推進、適正な組織規模や職員配置のあり方の検討等に基づき、より一層の効率的・効果的な行政体制の整備に向けた取組を推進し、新たな行政需要の増大等に的確に対応していきます。

また、給与制度等の継続的な見直しなどによる効率的な行政経営基盤の確立や、公営企業の経営の健全化、出資法人改革についても引き続き推進します。

# 1 本市行政体制の状況

本市は、これまでの3次にわたる改革プランにおいて「3年間で約1,000人の職員の削減」という目標をそれぞれ掲げ、内部改革の取組を着実に推進し、事業の民営化や指定管理者制度(注11)の導入など事業執行手法の見直しを図った結果、2002(平成14)年度から2009(平成21年)度までの8年間で、2,509人の職員を削減しました。

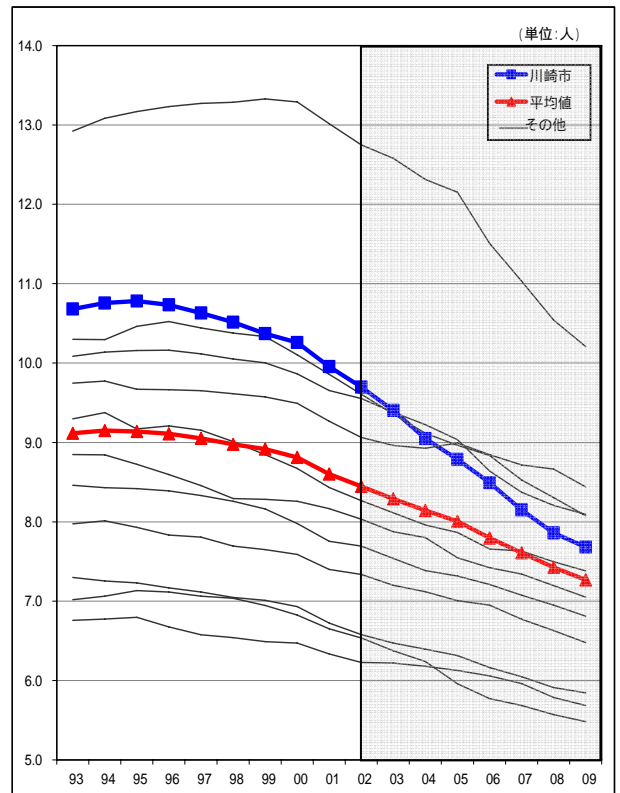
こうした職員数の推移について、2002(平成14)年当時に指定都市であった12都市(1)との関係で比較するため、職員数等について類似団体との比較を行う上で最も一般的な総務省の実施している「地方公共団体定員管理調査(2)」のデータに基づき、人口千人あたりの職員数について1993(平成5)年から2009(平成21)年までの経年変化をグラフ化しました。

各都市においても職員の削減に取り組み、全体的に右肩下がりの傾向が続いている中、本市は1993(平成5)年から2003(平成15)年までは多い方から2番目でしたが、2002(平成14)年以降の厳しい行財政改革の取組により、現在は5番目となっています(図表9)。

このような状況は12都市平均との差においても現れており、1993(平成5)年では平均を大きく上回っていましたが、現在は平均値に近づいてきています。

(注11) 公の施設の管理運営を、株式会社・財団法人・NPO法人などの団体が包括的に代行できる制度のこと。

図表9 人口千人あたり職員数(「普通会計」部門)



「普通会計」とは、全会計のうち各都市によって異なる状況にある「公営企業等会計」を除いたものをいいます。

1:「12都市」  
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、川崎市

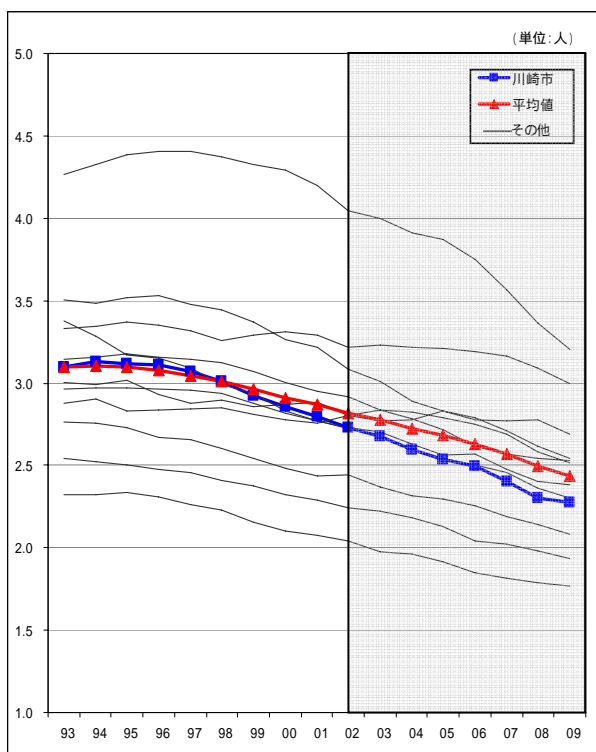
2:「地方公共団体定員管理調査(総務省実施)」  
地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態を調査し、適正な定員管理に資することを目的として、全ての地方公共団体を対象として、毎年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数について調査するものです。  
定員管理調査においては、右図のような部門分けがされています。

定員管理調査における部門分け				
全体				
普通会計				
一般行政				
一般管理	福祉関係		教育	消防
総務・企画、 税務、土木...	民生	衛生		

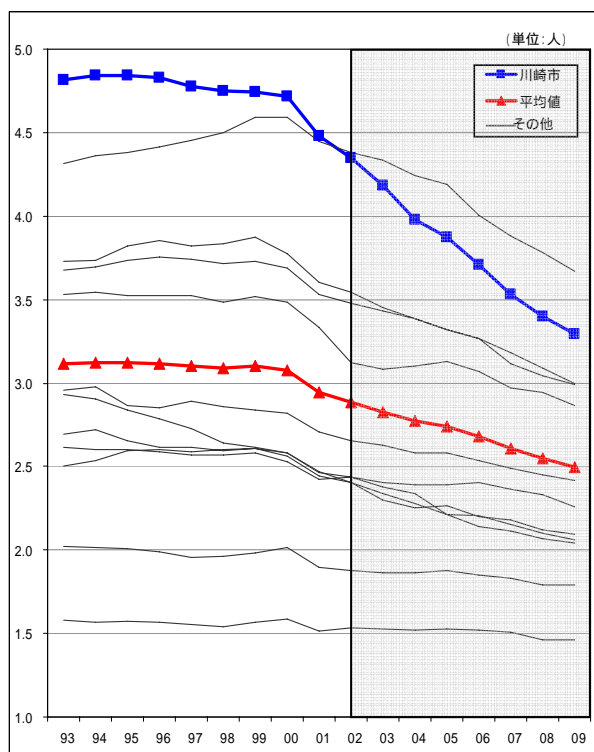
しかしながら、依然として平均値を上回っている状況にあることから、その要因について定員管理調査における部門分けに基づき分析すると、本市職員数は、「総務・企画」、「税務」、「土木」などを含む「一般管理」部門（図表10）では、12都市平均値を下回っている一方で、「民生」、「衛生」部門からなる「福祉関係」部門（図表11）が極めて高い数値となっていることがわかります。

この「福祉関係」部門については、2002（平成14）年以降の行財政改革の取組期間中、他都市に比べて最も急激な下落傾向を示しているものの、依然として平均値を大きく上回っている状況にあることから、現状と課題をより詳細に把握するため、「福祉関係」部門を構成する「民生」部門と「衛生」部門について、さらに分析します。

図表10 人口千人あたり職員数（「一般管理」部門）



図表11 人口千人あたり職員数（「福祉関係」部門）



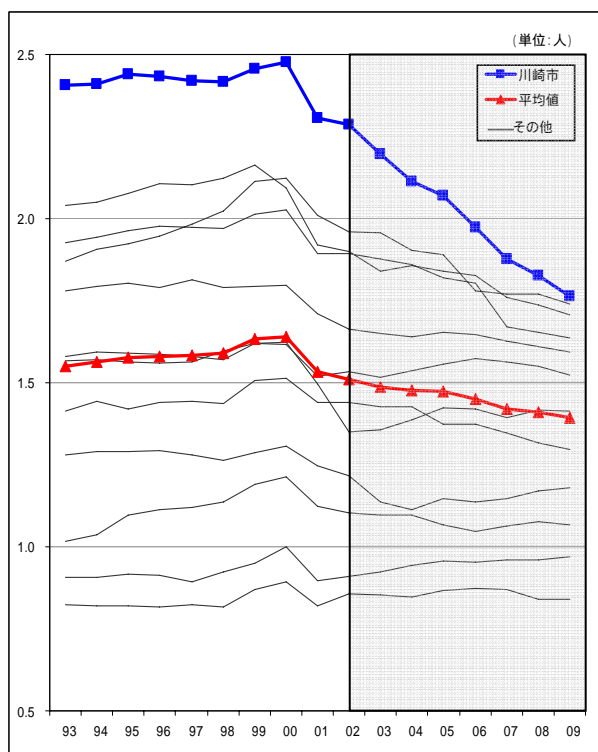
### 【「民生」部門】

福祉事務所や保育所、障害者福祉施設などに従事する職員で構成される「民生」部門（図表12）は、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激な下降を示しているものの、1993（平成5）年から2009（平成21）年まで一貫して、人口千人あたりの職員が最も多い状況となっています。

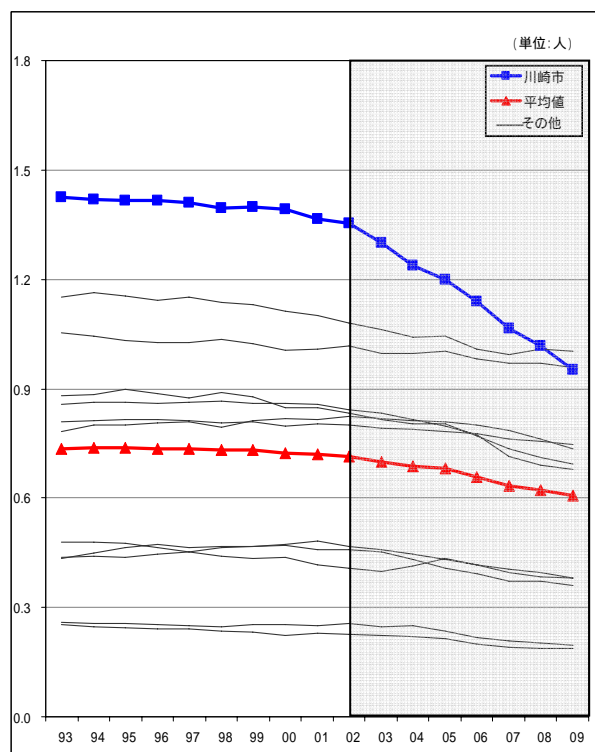
ほぼ同様の傾向は、「民生」部門を構成する部門の一つである「保育所」部門（図表13）

でも見られ、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激に数値が下降していますが、依然として職員数が多い状況にあります。この「保育所」部門は、「民生」部門職員数の半数以上を占めていることから、「民生」部門の高い数値は「保育所」部門の職員数に拠るところが大きいといえます。

図表12 人口千人あたり職員数（「民生」部門）



図表13 人口千人あたり職員数（「保育所」部門）

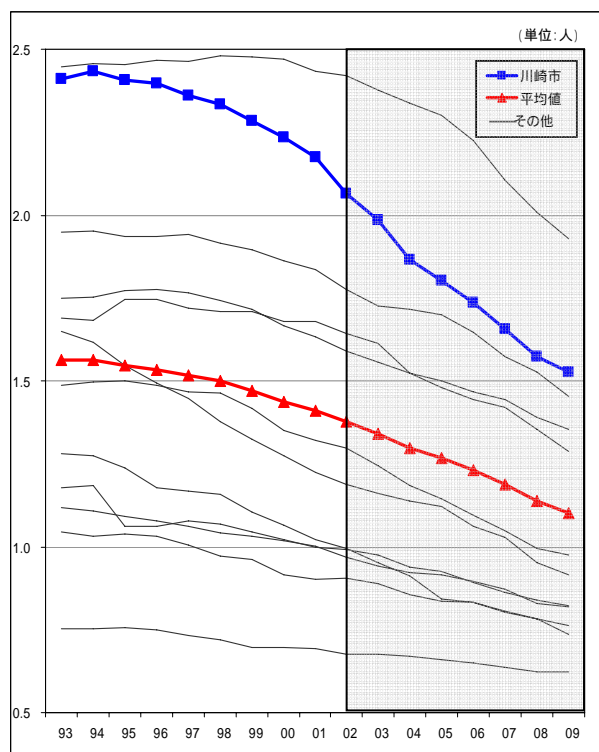


### 【「衛生」部門】

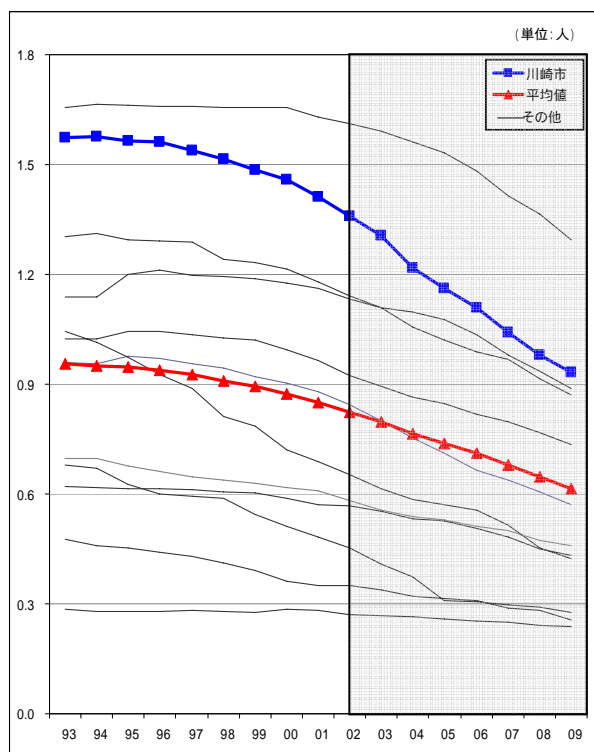
保健所やごみ・し尿の収集・処理などに従事する職員で構成される「衛生」部門（図表14）は、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激な下降を示しているものの、1993（平成5）年から2009（平成21）年まで一貫して、人口千人あたりの職員が多い方から2番目という状況となっています。

「衛生」部門を構成する部門の一つである「清掃」部門（ごみ収集・処理等に従事する職員で構成）（図表15）でもほぼ同様の傾向となっており、12都市中、最も急激に職員数が下降していますが、依然として職員数が多い状況にあります。この「清掃」部門は、「衛生」部門職員数の半数以上を占めていることから、「衛生」部門の高い数値は「清掃」部門の職員数に拠るところが大きいといえます。

図表 14 人口千人あたり職員数（「衛生」部門）



図表 15 人口千人あたり職員数（「清掃」部門）



「第1次改革プラン」に基づく改革に着手する前の本市の行政体制の最大の特徴は、指定都市への移行にあわせて大量の職員を採用し、指定都市移行に伴う移管事務や新設された区役所業務に対応するとともに、保育所やごみ収集・処理等を直営により実施してきたことにあり、そのために手厚く職員を配置してきたことにありました。

こうしたことを踏まえた上で、これまでも行財政改革の取組を推進してきたところですが、上記の部門別の職員数の他都市比較により、現時点における状況を分析すると、依然として「保育所」部門と「清掃」部門の職員数が多く、この両部門の業務執行体制には課題があることがわかります。

他都市の状況を分析すると、この両部門の業務については民間活用による事業執行が主流となっています。本市においても、「保育所」部門の業務について、運営手法を効率的・効果的なものに変えていくため、市が直接運営する保育所の民営化を進めるとともに、「清掃」部門の業務についても、事業系ごみの民間事業者収集への移行や資源物収集業務等の民間委託化などを図ってきたところですが、今後も、保育所など「民生」部門やごみ収集など「衛生」部門の業務執行体制については、民間活用をはじめとするサービス提供手法の見直しを重点的かつ計画的に進めていく必要があるといえます。

## 2 効率的・効果的な行政体制の整備に向けて

### (1) 「一般管理」部門等の執行体制についての考え方

本市はこれまでの行財政改革の取組において、「民間でできることは民間で」を基本原則として、より少ない職員で効率的に事業を執行しながら、市民サービスを充実強化させるために、事務事業を例外なく再検証した上で、必要に応じて業務執行体制の見直し等を図り、簡素で効率的な執行体制の構築と業務量に見合った適正な職員配置を行うことを通じて行政体制の再整備を図ってきました。

こうした取組を進めた結果、「総務・企画」、「税務」、「土木」などをはじめとする「一般管理」部門の職員数については、他都市との比較において平均を下回っており、効率的な執行体制の確立に向けた取組については、これまで一定程度の成果を挙げてきたといえます。

しかしながら、社会経済環境の急激な変化や本市の施策展開のグローバル化、地方分権改革の進展など、本市をとりまく環境が急激に変化する中で、新たな課題の解決や市民ニーズに対応するためには、今後も執行体制の充実を含めたさらなる取組が必要なことから、既存の組織については「不断の見直し」を進め、より一層の簡素で効率的・効果的な執行体制の確立をめざしていくこととします。

#### ア 市役所本庁等の執行体制

市役所本庁の組織機構をはじめとする「一般管理」部門等の執行体制については、毎年度の職員配置計画及び組織整備の検討の中で、全ての事務事業を再点検した上で、従来の業務執行手法についての見直し検討などを行い、必要に応じて執行体制の見直し等を図ってきました。こうした取組を通じて、簡素で効率的な執行体制の構築を進めるとともに、業務量に見合った適正な職員配置に基づく体制整備を進めてきました。また、本庁機構と連携しながら個々の業務を担う事業所についても、同様の考え方に基づき取組を進めてきたところです。

今後の取組においても、こうした考え方については継承しながら、引き続き状況変化に迅速かつ的確に対応するための既存組織の統廃合や、定型業務のアウトソーシング（外部化）を図るなど、より一層の簡素で効率的・効果的な体制整備を推進します。

## イ 区役所の執行体制

各区役所については、これまでの取組の中で、「市民参画による地域主体のまちづくり」を基本的な考え方として、地域の課題を地域で解決するための取組や、市民の利便性を高めるための取組を進めるとともに、その実現のために必要な体制を整備してきたところです。

今後も地域に身近な施設の区役所への移管や出張所等の機能再編など、当面の間、区役所機能の充実に向けた取組を進めることで、活力ある地域づくりの基礎を構築していくこととなりますが、将来的には、さまざまな世代の市民や事業者等が持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら、活躍する場をつくることにより、行政が間に入らずに、市民と市民、事業者等と市民が公共サービスを直接やり取りするような仕組みが機能する領域を増やし、活力ある地域社会と中間コストのかからない効率的・効果的な公共サービス提供システムの構築をめざしていきます。

一方で、従前は区役所において担ってきた業務のうち、税務業務などの全市一律の枠組みの中で執行している業務等については、対象となる業務の特性等を考慮しながら、当該業務に係る課題や環境変化に的確に対応するため、業務の集約化等の必要な見直しを進めていきます。

## (2) 「福祉関係」部門の執行体制についての考え方

今後、本市が行政体制の整備に向けた取組を推進していく中で、他都市と比較し人口千人あたりの職員数が多い「福祉関係」部門、中でも「保育所」部門と「清掃」部門については、「重点取組部門」と位置付け、将来的にめざす執行体制に関する考え方を次のとおり整理し、その考え方に基づいて今後の事業執行手法の見直し等を進めることとします。

### ア 「保育所」部門の執行体制

本市の保育事業については、就学前児童の増加や保育需要の高まりなどに対応するため、保育受入枠の大幅な拡大を進めるとともに、サービスの多様化や提供手法の効率化に向けて、さまざまな取組を進めてきたところです。

このうち、市が直接運営する保育所については、施設の建替え等を考慮しながら、順次民営化を進め、これまでの取組により、2005（平成17）年度の下作延中央保育園への指定管理者制度導入をはじめとして、2011（平成23）年度当初までに20園の



民営化を実施してきたところです。

今後も、本市は保育の実施主体として、民間活力を積極的に導入しながら、高まる保育需要に適切に対応するため保育受入枠の拡大や多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、保育サービスの維持・向上に向けては、民間部門への支援の充実や指導・監督機能の強化や地域における子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

また、保育所の運営は、民間部門による運営を基本とし、市が直接運営する保育所は、地域における子ども・子育て支援の役割を適切に果たしながら、在宅で子育てする家庭も含めた全ての子育て家庭への支援機能の充実を図っていきます。

こうした考え方にに基づき、今後は、地域における子ども・子育て支援や民間保育所の運営に対する支援、さらには保育士等の人材育成などを中心的に担う保育所を「新たな公立保育所」として位置付けて市が直接運営することとし、区を基本として一定のエリアごとに設置します。

今後も引き続き、保育需要の動向や施設の状況、サービス提供の担い手となる民間部門の状況、職員の退職動向等を考慮しながら既存の保育所の民営化を進め、当面は10年程度の期間を目途に執行体制の見直しを進めていきます。

#### イ 「清掃」部門の執行体制

本市の廃棄物処理事業については、循環型社会の構築に向けて、分別収集の拡大などの取組を推進するとともに、総括的な処理責任を有する自治体として公衆衛生の向上や生活環境の保全への対応を図りながら、民間活力の導入など効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を進めてきました。

これまで、民間委託によりミックスペーパー<sup>(注12)</sup>等の分別収集品目の拡大を実施するとともに、事業系ごみ収集の許可業者への全面移行、粗大ごみ収集・処理業務及び小物金属収集業務の民間委託化など、事業の再構築を進めてきたところです。

今後も、ごみ処理に係るコストが高く、改革効果が高い資源物収集業務については民間部門によることを基本とし、引き続き委託化等の取組を進めていきます。

また、普通ごみ収集業務については、現在のところ全て直営により実施しているところですが、より一層の効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、分別排出指導の徹底、非常時におけるライフライン<sup>(注13)</sup>及びサービスの質を維持するモニタリング<sup>(注14)</sup>機能等を確保しつつ、資源物収集業務の委託化等の動向を踏まえ、民間部門の活用について検討していきます。



こうした考え方にに基づき、将来的な普通ごみ収集業務の執行体制については、非常時に備え、通常時から市内全地域のごみ排出状況が把握可能な体制の維持を前提とし、担い手となる民間部門の育成を図りながら民間活用のあり方も含め、検討を進めます。

また、ごみ処理部門においても、2012（平成24）年度から稼動するリサイクルパークあさおにおいて運転操作業務の一部委託化を実施するほか、引き続き、危機管理やモニタリング体制の確保の観点を踏まえながら、他の焼却処理施設について委託化を検討するとともに、焼却ごみ量の削減を進める中で現在4か所の焼却処理施設を3か所にするなど、効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を推進します。

今後も引き続き、分別収集の拡充等のごみ減量・リサイクル推進に向けた取組を推進するとともに、担い手となる民間部門の状況や職員の退職動向等を考慮しながら、当面は10年程度の期間を目途に執行体制の見直しを進めていきます。

（注12） 「汚れた紙・臭いの強い紙」と「資源集団回収の対象物」以外のすべての紙類のこと。

（注13） 電気、水道、ガス、電話、ごみ処理など日常生活に不可欠なサービスのこと。

（注14） あらかじめ設定しておいた計画や目標、指示について、進捗状況を随時チェックすること。

### （3）「公営企業等会計」部門の執行体制についての考え方

上下水道、交通、病院の公営企業は、企業の能率的な経営を確保し、経済性を発揮することで、公共の福祉を増進するために設置されており、市民生活に必要なサービスを提供する役割を果たしてきました。しかしながら、近年、公共サービスの提供手法が多様化するなど、地方公営企業をとりまく環境が大きく変化している中、将来にわたって地方公営企業がその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、環境変化への適切な対応を図ることが不可欠です。

こうしたことから、各企業においては公営企業としてのあり方を絶えず見直すとともに、経営の健全化に向けて、今後も引き続き、施設管理方法の変更や民間的経営手法の導入等を推進するなど、簡素で効率的・効果的な執行体制の確立に向けた取組を進めていきます。

### （4）職員削減目標

これまでの改革プランに基づく9年間の取組により、効率的・効果的な行政体制の整備が一定程度進んできた中で、さらなる取組の推進を図るためには、より多くの努力や工夫が必要となります。このような状況において、わかりやすく、かつ象徴的な

数値目標を設定することは、行財政改革の取組を着実に推進するための大きな原動力となります。

そこで、「新たな改革プラン」においても、計画期間である2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの3年間の職員削減目標を次のとおり掲げ、「重点取組部門」である「保育所」及び「清掃」部門における執行体制の見直しをはじめ、引き続き簡素で効率的な執行体制の確立をめざします。

なお、これまで進めてきた内部改革の取組は、限られた人的資源を最大限に活用したメリハリのある執行体制の構築に向けたものであり、職員削減目標の達成に向けて取り組む一方で、区役所機能の強化に向けた執行体制の整備に伴う増員など、必要な職員体制の充実については適切に対応してきたところです。

今後も、病院事業において、より良質な看護サービスを提供するため、看護師の配置基準を現行の「10対1」（患者10人に対して看護師1人）から「7対1」（患者7人に対して看護師1人）へ段階的に見直すこと等の検討をしており、看護師を中心に大幅な増員を計画しています。また、法律によって配置すべき標準職員数が示されている生活保護のケースワーカーについては、現在の厳しい社会経済状況等を鑑みると、今後も被保護世帯の増加に伴う増員が想定されます。

今後の取組においても、こうした市民生活の安定の確保に必要なサービス提供に向けた職員の配置や執行体制の充実については、引き続き着実に推進することとします。

【3年間（2011（平成23）年度～2013（平成25）年度）の職員削減目標】

主な減員見込要素	主な増員見込要素
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の管理運営体制の見直し（指定管理者制度の導入等）</li> <li>・ 公共サービス提供における民間活用</li> <li>・ 非常勤職員の活用等</li> <li>・ 「保育所」部門の業務執行体制の見直し（保育所の民営化等）</li> <li>・ 「清掃」部門の業務執行体制の見直し（業務の委託化等） など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院事業における「7対1」看護基準の導入等による医療体制の強化</li> <li>・ 被保護世帯の増加に伴う生活保護業務執行体制の充実</li> <li>・ 地方分権への対応に伴う増員 など</li> </ul>
減員見込（約1000人）	増員見込（約400人）
差引 約600人	

### 3 公共サービスにおける民間部門のさらなる活用

民間活用に関する本市の基本的な考え方や、民間部門を適切に活用する上での標準的な手順等を示した「川崎市民間活用ガイドライン」に基づき、本市が直接実施する事務事業について、安全で良質な公共サービスを提供しながら適切な民間活用を図ります。

特に、公の施設への指定管理者制度の導入については、未導入施設への制度導入に向けた検討を進めるとともに、2010（平成22）年度に新たに設置した「民間活用推進委員会」を活用し、さらなる民間活用の推進を図ります。

#### （1）公の施設の管理運営（指定管理者制度の導入等）

##### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
生田緑地の横断的な管理運営体制の構築	生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園等について、指定管理者制度を活用した横断的管理運営体制を構築します。（2013（平成25）年度）
藤子・F・不二雄ミュージアムの設置・管理運営体制の構築	作品等の展示を通じて、「夢」や「希望」などのメッセージを子どもから大人まで幅広い世代へ伝えていくための、世界に誇ることのできる文化施設として、藤子・F・不二雄ミュージアムを設置し、指定管理者制度の導入を図ります。（2011（平成23）年度）
保育所の民営化	市が直接運営する保育所について、施設の老朽化や保育需要の増大・多様化などを踏まえながら、引き続き民営化を進めます。（2012（平成24）年度5園、2013（平成25）年度6園、2014（平成26）年度5園）
北部地域療育センターの民営化	北部地域療育センターについて、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。
南部市場の管理運営体制の見直し	地方卸売市場南部市場について、指定管理者制度の導入など、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。
北部市場の管理運営体制の見直し	中央卸売市場北部市場について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。
リハビリテーション福祉・医療センターの管理運営体制の再構築	リハビリテーション福祉・医療センターについて、各施設の再編整備にあわせて、管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）中央療育センター（現中部地域療育センター及びしいのき学園）への指定管理者制度の導入（2013（平成25）年度）</li> <li>・重度障害者等生活施設への指定管理者制度の導入（2013（平成25）年度）</li> <li>・（仮称）中部児童養護施設への民間部門を活用した管理運営の導入 など</li> </ul>

取組事項	取組の概要・方向性
福祉センター各施設への指定管理者制度の導入	福祉センター各施設（盲人図書館、わーくす日進町、南部地域療育センター）の管理運営について、再編整備にあわせて、指定管理者制度を導入します。（2014（平成26）年4月）
自転車等駐車場への指定管理者制度の導入	自転車等駐車場の管理運営について、料金体系の見直し等の取組状況を踏まえ、指定管理者制度を導入します。（2012（平成24）年度）
多摩川河川敷の管理運営体制の構築	多摩川河川敷のバーベキュー利用に伴う、ごみの大量発生や騒音などの課題解決を図るため、利用の適正化に向け、社会実験の結果を踏まえ、2011（平成23）年度からの有料化の実施及び指定管理者制度を活用した管理運営体制を構築します。（2012（平成24）年度）
公園緑地の管理運営体制の再構築	公園緑地の管理運営について、指定管理者制度の導入や市民協働の推進など、管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。
緑ヶ丘霊園への指定管理者制度の導入	緑ヶ丘霊園の管理運営について、指定管理者制度の導入に向けた取組を進めます。
富士見公園内の長方形競技場の管理運営体制の見直し	富士見公園内の長方形競技場の管理運営について、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めます。
生田緑地ゴルフ場の管理運営体制の見直し	生田緑地ゴルフ場の管理運営について、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めます。
東扇島福利厚生センターの管理運営手法の見直し	東扇島福利厚生センターについて、施設の譲渡も含め、管理運営手法を見直します。（2012（平成24）年度）
川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の再構築	川崎港コンテナターミナルについて、三港連携の取組を踏まえ、新たな管理運営体制を構築します。（2012（平成24）年度）
港湾緑地等の管理運営体制の見直し	港湾緑地等について、指定管理者制度の導入を含め、管理運営体制を見直します。（2013（平成25）年度）
教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し	教育文化会館・教育文化会館分館・市民館・市民館分館について、区役所移管の検証等を踏まえながら、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。
図書館等の管理運営体制の見直し	図書館・図書館分館について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。

## (2) 公共サービス提供における民間部門の活用

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
守衛業務の見直し	守衛業務について、議会守衛業務も含め、委託化等、民間部門の活用に向けた検討を進めます。
総務業務の集約化	各部署共通の定型的な総務業務について、民間委託による集約化に向けた取組を進めます。
区行政サービス総合案内業務の委託化	守衛業務や電話交換業務等を統合した区役所の総合案内業務について、委託化に向けた取組を進めます。
戸籍入出力業務の委託化	戸籍の入出力業務について、委託化に向けた取組を進めます。
保育所調理業務の委託化	保育所の調理業務について、引き続き委託化を進めます。
地域子育て支援センター事業の運営手法の見直し	市が直接運営する地域子育て支援センターについて、委託化等の民間部門の活用に向けた取組を進めます。
競輪事業の運営手法の見直し	競輪事業の運営手法について、施設の再整備を見据え、民間部門の活用に向けた取組を進めます。
廃棄物収集業務の委託化	資源物の収集について、空き瓶収集業務を委託化します。(2011(平成23)年度から2か年) あわせて、他の廃棄物収集についても効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討を進めます。
廃棄物処理業務の委託化	リサイクルパークあさおの運転操作について、業務の一部を委託化します。(2012(平成24)年度) あわせて、他の処理センターの運転操作業務についても委託化に向けた検討を進めます。
設計・監理業務執行体制の見直し	公共建築物や市営住宅の設計・監理業務について、民間部門や公社の活用に向けた取組を進めます。
学校給食調理業務の委託化	学校給食調理業務について、引き続き委託化を進めます。

#### 4 適正な組織規模や職員配置に向けた取組

本市では、「第1次改革プラン」以来、次の三つの原則に基づいて組織機構の見直しを実施し、社会環境の変化等に的確に対応しながら、簡素で効率的かつ機能的な執行体制を構築してきました。

専門化が進み、複雑化する外部環境に対応できること。  
責任の所在が明確で、市民にわかりやすく簡素で効率的であること。  
多様化している市民ニーズに迅速に対応でき、市民にわかりやすく利用しやすいこと。

こうした基本的な考え方については今後も継承し、環境変化への的確な対応を図りながら、「自治基本条例」に基づく市民本位のまちづくりや「新総合計画」に掲げる政策の実現、さらには地方分権改革等への対応に向けて、柔軟で機動的な執行体制を確立していきます。

##### (1) 施設等の整備と関係組織の再編

###### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
区役所出張所等の機能再編	効率的で利便性の高い区役所窓口サービスの提供に向けて、出張所の機能再編を行います。(2011(平成23)年度) あわせて、宮前連絡所については、障害者の日中活動支援拠点施設に機能再編するとともに、行政サービス端末による証明書発行を継続し、柿生連絡所についても、機能再編に向けた検討を進めます。
区役所区民課業務の執行体制の見直し	区役所出張所等の機能再編にあわせて、区民課業務執行体制を見直すとともに、引き続き証明発行業務の非常勤化を進めます。(2012(平成24)年度)
(仮称)市税事務所の整備	職員の専門性を高め、より適正・公平な税務行政を推進するため、各区役所の税務関連課について、市内3ヶ所の(仮称)市税事務所と1ヶ所の分室に再編します。(2011(平成23)年度)
環境総合研究所の整備	低炭素社会や循環型社会の構築など、都市と産業の共生に向けた総合的な環境研究などを行う拠点として、環境総合研究所を殿町3丁目地区に整備し、機能に応じた執行体制を構築します。(2012(平成24)年度)
総合的な環境対策の強化に向けた環境局の再編	環境総合研究所の整備にあわせて、都市地球環境対策を総合的に推進する体制を強化するため、環境局環境対策部と地球環境推進室を統合し、(仮称)都市・地球環境推進部を設置します。(2012(平成24)年度)

取組事項	取組の概要・方向性
焼却処理施設の再編	ごみの減量化を推進するとともに、現在4ヶ所ある焼却処理施設の3ヶ所への再編に向けた検討を進めます。 あわせて、鉄道輸送を含めた、効率的・効果的な収集体制のあり方について検討を進めます。
(仮称)健康安全研究センターの整備	衛生研究所の機能を高度化した(仮称)健康安全研究センターを殿町3丁目地区に整備し、機能に応じた執行体制を構築します。(2012(平成24)年度)
中央卸売市場食品衛生検査所の機能再編に伴う執行体制の整備	(仮称)健康安全研究センターの整備にあわせて、「食の安全の確保」の観点から検査機能のあり方を検討し、中央卸売市場食品衛生検査所の執行体制を見直します。(2012(平成24)年度)
麻生消防署の(仮称)栗木出張所等の整備に伴う執行体制の構築	市街化が進んでいる麻生区北西部方面において、麻生消防署の(仮称)栗木出張所の整備と柿生出張所の改築にあわせて、消防力の強化に向けた執行体制を構築します。(2014(平成26)年4月)

## (2) 効率的な行政運営に向けた内部体制の整備等

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
クラウドコンピューティングの推進	クラウドコンピューティングを活用したシステム構築について、新規構築システムを中心に、構築・運用経費、個人情報の有無、セキュリティなどを考慮した上で、クラウド方式の採用に向けた検討を進めます。 また、既存システムのクラウド化については、さらに業務の標準化の動向や費用対効果などを見据えて、再構築や機器更新などの機会をとらえて検討を進めます。
庁用自動車運転業務執行体制の見直し	庁用自動車運転業務について、行政事務遂行上の機動力を確保しつつ、職員配置の見直しに向けた取組を進めます。
公文書管理等業務執行体制の見直し	公文書の管理等について、今後のあり方を検討するとともに、それに伴う情報公開条例の再検証を行い、関連する業務執行体制の見直しに向けた検討を進めます。
契約部門の一元化	公営企業会計の契約部門について、財政局への一元化に向けた取組を進めます。
工事検査部門の一元化	上下水道局の工事検査部門について、財政局への一元化に向けた検討を進めます。
資産マネジメント執行体制の構築	資産の総合的なマネジメントや資産・債務改革について、全庁横断的に推進する執行体制の構築に向けた検討を進めます。



取組事項	取組の概要・方向性
スポーツ施設の管理体制の再構築	各局区が所管する屋内・屋外スポーツ施設について、スポーツ施策の総合的な推進の視点から効果的な管理体制の構築に向けた取組を進めます。
市民ミュージアム改革の推進と管理運営体制の見直し	市民ミュージアム改革を進め、委託業務の見直しを含めた管理運営体制の再構築などミュージアム経営の強化に向けた取組を進めます。
保育所職員配置基準の見直し	保育所職員配置基準について、保育所の効率的な運営を図るため、見直しに向けた検討を進めます。
福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護業務について、増加傾向にある生活保護受給世帯への確に対応するため、効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。
国民健康保険料の債権確保に向けた執行体制の見直し	国民健康保険料の債権確保について、さらに効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。
保健福祉センターにおける健康診断事業執行体制の再構築	保健福祉センターにおける健康診断事業について、効率的・効果的な事業執行体制の再構築に向けた取組を進めます。
建設発生土処理業務の一元化	建設緑政局で所管している建設発生土関連業務と港湾局で所管している建設発生土受入業務の一元化に向けた取組を進めます。
総合的な自転車対策執行体制の構築	自転車対策について、駐輪場整備や啓発等の取組を総合的に展開するための執行体制の構築に向けた取組を進めます。
救急隊の増隊	救急隊について、今後の人口増加や高齢化に対応するため、増隊に向けた取組を進めます。

### (3) 非常勤職員の活用等

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
廃棄物収集車整備業務の非常勤化	生活環境事業所の車両整備業務について、退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
焼却灰運搬業務の非常勤化	処理センターの焼却灰運搬業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
し尿処理・圧送業務の非常勤化	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
廃棄物中継輸送業務の非常勤化	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
廃棄物海面埋立業務の非常勤化	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
学校用務業務の非常勤化	学校用務業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。

## 5 効率的な行政経営基盤の確立

### (1) 給与制度及び福利厚生制度の継続的な見直し

これまでの行財政改革の取組において、給与制度については、給料表、昇給制度の見直しを行い、社会経済環境の変化に合わせた給料水準の引下げや特殊勤務手当等の諸手当の見直しを実施してきました。

また、福利厚生制度についても、健康保険料の事業主と被保険者の負担割合の見直しや、福利厚生事業に対する公費負担の見直しなどを推進してきたところです。

こうした取組を通じて、これまでの改革プランに掲げた給与制度及び福利厚生制度の見直しについては、概ね達成してきました。しかしながら、現在国においては、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」の最終報告を踏まえて、人事院等で定年年齢を段階的に65歳まで延長することについて検討が行われるなど、公務員をとりまく状況は大きく変化しつつあります。

今後もこうした変化に適切に対応しながら、市民の理解が得られる給与制度や福利厚生制度を確立するため、引き続き見直しに取り組めます。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
給与制度の見直し	給与制度について、より一層の職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、国の動向等を踏まえながら、給料表の構成や昇給・昇格制度をはじめとする給与構造の見直しの検討を引き続き行います。特殊勤務手当などの諸手当についても、業務実態や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、各手当の趣旨を勘案した見直しについて引き続き取り組みます。
福利厚生事業の見直し	職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、社会経済環境の変化を踏まえ、公費負担の見直しを引き続き図ります。

## ( 2 ) 特別会計の健全化の推進

本市の予算は、一般会計のほかに、主に特定の収入をもって特定の事業を行う場合で、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に特別会計を設置しています。

特別会計においては、公共サービス利用者の負担等を政策的な判断により減額するため、一般会計（市税等）でその分を負担する場合がありますが、単なる赤字補てん的な繰入は縮減するよう、より効率的で自立した財政運営が求められています。

そうした原点に立ち返り、市民生活に必要な公共サービスを効率的・効果的に提供するため、今後も事業の必要性や妥当性を検証しながら、受益と負担のあり方、債権確保策、執行体制などについて見直しを行い、施策・制度・体制の再構築を進めます。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
卸売市場事業会計	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。南部市場は2007（平成19）年度から再編整備を実施しており、今後は民間活力導入等により効率的な運営を推進し、経費の縮減に努めます。北部市場については、2009（平成21）年度に策定した「中長期プラン基本計画」に基づき施設整備及び管理運営体制の見直し等を推進し、市場の効率的な運営及び財政の健全化を図ります。
国民健康保険事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の趣旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者への滞納処分を行うなど、債権確保の取組を強化して保険料収納率の向上を図ります。
勤労者福祉共済事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。2008（平成20）年度から厚生事業等の業務を委託化し、経費の縮減に努めています。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっていますが、会員拡大等、財政基盤の強化に努めます。

### (3) 債権確保策の強化の取組

市民負担の公平性・公正性を確保し、受益に対する負担の適正化を図るとともに、安定した公共サービスの提供を維持するために、市税については、「市税収入確保対策本部」を設置し、年度ごとに、収納率と未済額の目標等を設定することにより、徴収強化と滞納債権を縮減する取組を強化しています。

また、国民健康保険料などの税外債権について、「滞納債権対策室」や、「川崎市滞納債権対策会議」を設置し、滞納債権の回収に係る支援を進め、2009（平成21）年度決算において、初めて滞納債権の縮減を達成することができました。

中でも、保育料については、市長の滞納者との面談等、収納の強化に努めた結果、収納率の向上が図れてきたところです。また、国民健康保険料については、滞納処分も含めた保険料収納対策を強化した結果、滞納債権の縮減につながっています。

しかしながら、いまだに297億円（市税108億円、税外債権189億円）の滞納債権があり、引き続き取組を強化していく必要があります。「新たな改革プラン」の計画期間においても、市税・国民健康保険料などについては、初期末納対策や滞納処分の強化を図るとともに、市営住宅使用料などについては、適切な債権管理及び滞納整理の推進並びに裁判手続による強制徴収の実施により、さらなる収納率の向上及び滞納債権の縮減をめざします。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
市税	効率的・効果的な債権差押、動産差押等を執行し、インターネットを活用した公売及び不動産公売などの取組により、徴収強化を図るとともに、税源移譲後増加傾向にある収入未済額（2009（平成21）年度：108億円）を96億円に削減します。
介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、滞納処分の強化を図ります。また、保険料の収納率（2009（平成21）年度：93.7%）を95%にすることをめざし、収納対策の取組を強化します。
国民健康保険料	負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者への滞納処分等による収納対策の取組を強化し、現年度分保険料の収納率（2009（平成21）年度：85.8%）を90%にすることをめざすことで滞納債権の縮減を図ります。

取組事項	取組の概要・方向性
保育料	収納率（2009（平成21）年度：95.2%、うち現年度分：98.7%）を97%以上（現年度分99%以上）にすることをめざし、収納対策の取組を強化します。
市営住宅使用料	長期滞納者への法的措置を含めた対応を行うとともに、適切な債権管理を実施し初期未納者に対する対応の強化を図ることで現年度分使用料の収納率（2009（平成21）年度：96.2%）を97.5%とすることをめざし、滞納債権の縮減をめざします。 また、民間活用等の手法により退去滞納者対策のさらなる推進を図ります。

#### （４）入札・契約制度改革の推進

本市では、一般競争入札の拡大や電子入札の導入等、透明性・公平性・競争性を確保するために入札・契約制度改革に取り組むとともに、金額による価格競争ではなく、入札者の技術力も評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約により公共工事の品質確保を図る総合評価方式を、2007（平成19）年度から試行実施してきました。

2008（平成20）年度からは、極めて厳しい経済情勢の中、市内経済の安定化に向けた緊急経済対策の一環として、社会経済情勢の変化に対応するため入札・契約制度の再検証を実施し、予定価格の事後公表試行実施や最低制限価格対象入札の拡大をはじめとする低入札対策などを実施してきました。

今後の取組として、公共事業に携わる労働者の適正な労働条件等を確保することにより、公共事業の品質を確保することを目的として改正した「川崎市契約条例」を的確に運用するとともに、総合評価方式に環境配慮や障害者の雇用状況などの企業の社会的責任に関する評価項目を加えるなど、優良な品質の契約の確保を図る入札・契約制度改革を継続して推進します。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
「川崎市契約条例」の的確な運用	契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ることを通じて、公共事業の品質を確保することを目的に改正した「川崎市契約条例」を的確に運用します。
総合評価一般競争入札の拡大	工事請負については、2007（平成19）年度からの試行を踏まえ、2010（平成22）年度から総合評価一般競争入札を本格実施しており、2011（平成23）年度からは社会貢献に関する評価項目を加えるなど、よりの確に事業者の技術力や社会貢献度を評価する制度構築に努めています。今後は、業務委託等の契約についても総合評価方式の導入を検討します。

## 6 企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進

本市の企業会計のうち、地方公営企業法全部適用の水道、工業用水道、自動車運送、病院の4事業については、これまで「中期の経営計画」を会計ごとに策定し、経営改善に向けた取組を進め、一般会計からの基準外繰入金についても、概ね縮減が図られてきています。また、下水道事業については、2007（平成19）年度に策定した「川崎市下水道事業中期経営計画」に基づき、経営の健全化に向けて中長期的な視野に立った改革を推進し、2010（平成22）年度には、地方公営企業法の全部適用となった上で、水道・工業用水道部門と統合し、事務執行の効率化を図ったところです。

「新たな改革プラン」の計画期間においても、これまでの取組の進捗状況を見極め、市民サービスの向上、効率的な組織体制に向けた取組等、それぞれの会計が抱える課題解決を図ることで、経営の健全化を推進していきます。

### （1）水道事業、工業用水道事業及び下水道事業

水道事業及び工業用水道事業については、2006（平成18）年度策定、2010（平成22）年度改訂の「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、将来需要に見合った給水能力への見直しを踏まえ、執行体制の再編を行います。また、将来にわたって安全・安定給水を確保するため、技術・技能の継承及び緊急時対応については、必要最小限の直営体制を維持し、それ以外は積極的に民間部門を活用していきます。

具体的には、浄水機能の集約化に伴う浄水場の統廃合をはじめ、県内の水道事業者との広域的な連携の強化、施設の維持管理業務のさらなる委託化など、浄水部門における組織の再編及び人員の縮小を行います。また、配水部門においては、漏水事故など緊急時の迅速な対応を確保しながら、現場作業の請負化・委託化を更に進めるとともに、営業部門においても、民間活用のさらなる推進を図ることにより、効率的な執行体制の確立とお客様サービスの向上に向けた取組を進め、経営の効率化を図っていきます。

下水道事業については、2010（平成22）年度策定の「中期経営計画」に基づき、浸水対策や地震対策などの諸課題に対応しながら、老朽化した施設の計画的な更新・維持管理により建設投資の平準化を図り、企業債未償還残高の縮減を進めます。また、加瀬処理区ポンプ場の運転管理業務の委託範囲を拡大するとともに、これまでの委託



化の事例を検証しながら、安全性を確保した上で、他の施設においても、委託可能な業務について民間活用を進め、事業運営の効率化を図ることにより、公費負担分を除く汚水処理経費を下水道使用料でまかない、下水道経営の健全化に取り組みます。

また、上下水道局を2010（平成22）年度に設置したことを踏まえ、管理部門における共通業務の一元化や工事申請窓口の一元化など、執行体制の見直しに引き続き取り組み、より一層の経営の健全化をめざします。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づく施設・組織の再編	「再構築計画」に基づき、水道施設及び工業用水道施設の再編を進めるとともに、再編にあわせて執行体制を見直します。 ・潮見台浄水場の廃止（2012（平成24）年度） ・生田浄水場（水道事業）の廃止（2016（平成28）年度）
南部・北部営業センターの業務執行体制の見直し	南部・北部営業センターにおける窓口業務等について、民間部門の活用に向けた取組を進めます。
水処理センター・ポンプ場の運転管理業務の委託化	加瀬水処理センター内のポンプ場施設の運転管理業務について、委託化を完了します。（2012（平成24）年度） 他の施設においても、民間活用に向けた検討を進めます。
上下水道局における効率的な組織整備の推進	上下水道局の組織体制について、2010（平成22）年度に行った局再編の効果がより一層発揮される執行体制の構築に向けた取組を引き続き進めます。

#### （2）自動車運送事業

市バス事業は、市内のほぼ全域にわたるバスネットワークを形成し、地域交通環境の形成に努めてきたところです。

また、本市のまちづくりや福祉、環境施策などと連携・協力を行うとともに、区役所などの公共施設への接続や、民営バス事業者が参入しない地域におけるバス運行の確保などに努め、市民の公共交通手段として大切な役割を果たしています。

こうした市バスサービスを安定的に提供していくために、経営健全化計画「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」に基づき、営業所の管理委託や路線再編、ダイヤ改正等の取組を進め、経営改善とお客サービス向上を推進し、計画期間最終年度

の単年度収支均衡と計画期間後における持続可能な経営基盤の確立をめざします。

また、安全、正確、快適で、市民の信頼に応える質の高い輸送サービスを確実に提供するため、民間事業者の手法を活用するなど、運行体制の改善と職員の意識改革を進めます。これらの改善状況を踏まえ、今後のバス需要や社会経済環境の変化等に対応する市バス事業のあり方や事業手法について検討していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
市バス営業所業務の管理委託化	管生営業所の管理運営について、2011(平成23)年度から管理委託を導入し、井田営業所の管理運営については引き続き委託化に向けた検討を進めます。
市バス公募嘱託運転手等の活用	市バス運転業務について、営業所の管理委託の進捗を踏まえ、引き続き公募嘱託運転手等の効果的な活用を進めます。
運行体制の改善と職員の意識改革	市民の信頼に応える質の高い輸送サービスを確実に提供するため、民間事業者の手法等を活用することにより、点呼執行や研修内容等の見直しを図り、運行体制の改善や職員の意識改革を進めます。

(3) 病院事業

2009(平成21)年3月に策定した「第2次川崎市病院事業経営健全化計画(公立病院改革プラン)」に基づき、公立病院として質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、引き続き、経営改善の取組を進め、経営基盤の強化に努めます。また、経営改善の取組状況については、外部有識者等、専門的な観点からの意見をいただき、今後の取組に活かしていきます。

2011(平成23)年度には、2012(平成24)年度を初年度とする次期病院事業経営健全化計画を策定し、さらなる経営健全化を推進します。

また、救急医療機能の拡充や「7対1」看護配置基準の導入など、医療サービス提供体制の充実・強化に向けた医療人材の適正配置についての取組を進めます。

井田病院の再編整備にあたっては、建築工事や医療機器等の整備、総合医療情報システムの二次開発等において、コストの縮減に向けた取組を進めるとともに、二期建物の竣工から三期建物の竣工に至るまで、工事の進捗状況を考慮し、がん等高度特殊な医療の提供、成人疾患医療の強化、二次救急医療の強化、結核医療の充実や地域医

療連携の推進など、再編整備の基本方針となる病院機能の段階的な充実を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
救急医療体制の充実	川崎病院、井田病院について、救急搬送患者の受入を拡充するため、救急医療体制の充実に向けた取組を進めます。
「7対1」看護配置基準の導入	より良質な看護サービスを提供する「7対1」看護配置基準について、川崎病院では計画期間内の導入に向けた取組を進め、井田病院では再編整備後の導入に向けた検討を進めます。
井田病院改築に伴う診療体制の再構築	井田病院の診療体制について、病院の改築にあわせて、再構築に向けた取組を進めます。
多摩病院の効率的な運営	多摩病院の病院運営について、医療サービスの提供や経営の状況を他の類似病院と比較するなど、客観的なデータに基づいた検証を行うとともに、指定管理者制度を活用した効率的な病院運営を推進します。

## 7 出資法人改革の推進

本市では、市民ニーズの多様化、高度化が進展する中で、民間の資金・経営ノウハウなどを活用することにより、公の施設の管理運営や行政の代替・補完機能を果たすため、公共サービスの提供主体として出資法人を活用してきました。

しかしながら、NPO法人などの民間事業者の充実による公共サービスの新たな提供主体の出現や、指定管理者制度の導入などにより、出資法人をとりまく環境は、大きくかつ急速に変化しています。

こうした状況の中、「出資法人の経営改善指針」に基づき、出資法人が担ってきた役割や事業について検証しながら、法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直しを実施するとともに、出資法人自らが経営状況について定期的に点検を行い、積極的に経営改善に取り組むことにより、自立的な経営を促進してきました。

一方、公益法人制度改革関連3法の施行（2008（平成20）年12月）に伴い、これまでの民法法人（特例民法法人）は、2013（平成25）年11月までに公益法人か一般法人へ移行することとなっています。公益法人化をめざすにあたり、各法人の持つ公益性が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものかどうかについて改めて問われるとともに、株式会社と同様の自律的な内部統治（ガバナンス）を確立する必要があります。

加えて、国における「第三セクター等の抜本的な改革の推進等について」（2009（平成21）年6月23日付け総務省通知）において、現在第三セクター等が行っている事業の意義等について、各地方自治体は改めて検討し、その存廃を含めた抜本的な改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

今後もこれまでの取組を進めるとともに、社会経済環境の変化を踏まえて、法人のあり方やその事業の必要性を改めて検証し、公共サービスの担い手としての法人のあり方を検討していく必要があります。

### （1）出資法人の自立的な経営に向けた取組の推進

出資法人は、本市の施策目的に沿った公益性を最大限に発揮するとともに、公共サービスの提供主体として他の民間団体より優位性を有する、自立的なサービス主体となることが求められています。今後も、出資法人の自立的な経営を促進するために、法人自らが経営上の課題を再認識し、継続的な経営改善に取り組む仕組みを活用して

いきます。

また、本市では、これまでも、出資法人における事業の必要性や公共性等を検証しながら、補助金・委託料等の財政的関与の見直しを行うとともに、市派遣職員の引上げや市職員の役員数の削減など人的関与の見直しを進めてきました。これからも引き続き、施策展開や法人形態の見直し等を踏まえながら、財政的・人的関与の適正化を進め、法人の自立化に向けた取組を推進します。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
P D C A マネジメントサイクルの確立	各法人は、社会経済環境の変化を踏まえ、事業目標・効率化・財務改善の各項目について、具体的目標値を明示した経営改善計画を改定し、引き続き、新点検評価システムを活用することによりP D C Aのマネジメントサイクルによる検証・改善を自ら行っていきます。 市は、法人の出した成果を評価し、出資法人を活用した事業手法や内容等について点検し、費用対効果の視点を踏まえながら公共サービスの質の向上を図ります。
効率的で安定的な経営体制の構築	事業の簡素化・効率化による経費の削減や事業規模に応じた組織・人員の適正化を図るとともに、自主事業の拡充等により自主財源の確保に努めるなど、市への依存度の縮減を推進します。
財政的・人的関与の見直し	補助金については、事業の必要性や公共性等を検証し、原則として3年間で5%以上の削減を図るなど、引き続き財政的・人的関与の適正化を推進します。

#### (2) 情報公開の充実に向けた取組

本市の出資法人に対する取組や法人の経営状況に関する情報の透明性を高め、広く市民に対する説明責任を果たすために、情報公開の充実を図ります。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
新点検評価システム結果の公表	法人が実施する事業の効果や採算性の評価を引き続き毎年実施し、結果をホームページに公表します。
法人情報の開示範囲の拡大	法人の役職員や財務状況等を掲載した「出資法人の現況」を引き続き公表するとともに、出資法人との随意契約の内容等について公表するなど、法人情報の透明性を高めます。

### (3) 今後3年間に於ける各出資法人の取組

「第3次改革プラン」に於ける対象法人のうち、(財)かながわ廃棄物処理事業団は2009(平成21)年度末に、(財)川崎市リサイクル環境公社は2010(平成22)年度末に解散し、2011(平成23)年度から(福)川崎市社会福祉事業団が完全民営化することとなりました。

今後、特例民法法人については、公益法人制度改革への対応を早急に進める必要があることから、改めて法人の存在意義や事業の必要性等を検証し、公共サービスの担い手として必要性があると認められた法人については、法人が実施する事業のより一層の効率的・効果的な運営に努めるとともに、引き続き経営改善に向けた取組を推進します。

一方、株式会社については、市場原理・競争原理に基づき法人が主体的に見直しを行うべきであるという基本的な考え方に基づいて、引き続き経営改善や自立化に向けた取組を推進します。

#### 【出資法人の見直しの基本的な視点】

出資法人が実施している事業の必要性(市民ニーズ)はあるのか。

事業の必要性はあっても行政の関与の必要性はあるのか。

行政関与の必要性が認められても誰が行うことが最も効率的で、効果的 = 最適な実施主体 = なのか。

## 【主な取組】

### ． 廃止する法人

法人名	今後の方向性
(財)川崎市指定都市記念事業公社	法人の主たる事業である川崎市民プラザの管理運営事業は、民間事業者等においても実施することができ、十分な市民サービスが確保できることから、法人は2011(平成23)年度末をもって解散します。 なお、川崎市民プラザは、指定管理者制度の導入に向けた取組を進め、法人解散後も市民サービスを継続して提供していきます。

### ． 3年以内に抜本的な見直しを進める法人

法人名	今後の方向性
(財)川崎市保健衛生事業団	医療制度改革によって、2008(平成20)年度から特定健診・特定保健指導の実施が各医療保険者に義務化され、医療機関や民間事業者など健康づくりの担い手が増加したことを踏まえ、健康づくりに関する事業については、民間事業者の活用を図るなど、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。
(財)川崎市心身障害者地域福祉協会	市内の心身障害者とその家族の福祉の向上を図るため、心身障害者の社会参加の促進や更生援護に関する事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、法人事業のより一層の安定化や障害者の地域生活支援の向上等を図るため、他団体との統合を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。
(株)川崎球場	富士見公園内の長方形競技場の管理運営については、新スタンド竣工後、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めるとともに、富士見周辺地区の再整備の内容により、法人の事業基盤に大きな影響が生じることから、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。
(財)川崎市水道サービス公社	水道事業の再構築計画に基づく経営の効率化を推進する中で、法人の主たる事業である水道修繕案内事業については、民間活力の導入を含めて検討を進めるとともに、現地調査事業等のその他の事業については、最適な担い手を検証するなど、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。

### ． 施策展開等にあわせて法人形態の見直しを進める法人

法人名	今後の方向性
川崎市土地開発公社	川崎市住宅供給公社との事務部門の統合を行うなど簡素で効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めてきましたが、より一層の効率的・効果的な用地先行取得事業の運営を図るため、用地先行取得3制度の比較検証を行いながら、公社保有土地の処分状況、市の財政負担への影響、今後の市の土地取得計画や公社の経営状況等について検討し、法人の方向性を決定します。



法人名	今後の方向性
(財)川崎市母子寡婦福祉協議会	<p>市内の母子家庭及び寡婦のため、単位組織である各地区会の育成を図りながら、母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定のために必要な援助を行う法人としての役割を担っていくとともに、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人制度改革への対応を図る中で、法人の目的や団体規模等を踏まえて、自立した法人運営や最適な法人形態を検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市身体障害者協会	<p>市内の身体障害者の自立更生と福祉向上のため、身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの拡充など自主財源の確保に努め、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人制度改革への対応を図る中で、法人の目的や団体規模等を踏まえて、自立した法人運営や最適な法人形態を検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市公園緑地協会	<p>「緑の基本計画」の方向性を踏まえ、市民との協働による都市緑化の推進や緑のボランティア活動の支援・育成を進めるとともに、経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進める一方、ゴルフ場事業及び受託事業である霊園の管理運営事業については、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めます。</p>
(財)川崎市生涯学習財団	<p>教育関係団体等との連携・協力を図りながら、市民の主体的な学習活動の支援を進めるとともに、経費削減等の取組を推進することにより、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進める一方、生涯学習施策における民間事業者の活動領域の拡大傾向や指定管理施設の今後の指定動向等を踏まえ、引き続き事業や組織体制のあり方について検討し、法人の方向性を決定します。</p>

### ．経営改善を進める法人

法人名	今後の方向性
(財)川崎市国際交流協会	<p>市民ボランティアや民間交流団体への育成・支援に努め、市民レベルでの国際交流を推進していくとともに、指定管理者として管理する施設の利用料金収入の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(公財)かわさき市民活動センター	<p>市民活動団体の自立支援など市民活動の中間支援組織としての役割を担っていくとともに、地域の各種団体等との連携強化を図りながら、こども文化センター（わくわくプラザ事業を含む）の指定管理者として、青少年の健全育成のための支援を推進します。</p> <p>また、賛助会費や寄付金収入など自主財源の拡大に向けた取組や法人全体の中長期的な組織体制のあり方について検討を進めるなど、引き続き経営改善を進めます。</p>
(財)川崎市文化財団	<p>市民の文化活動の振興に努め、文化施設の管理運営や事業企画など本市の文化芸術の振興の一翼を担っていくとともに、各施設の入場者数の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>

法人名	今後の方向性
かわさき市民放送(株)	市民ニーズの把握や聴取率の向上に努め、地域情報発信や災害時の情報提供というコミュニティ放送としての役割を担っていくとともに、さらなる経費削減策やスポンサー収入増加策等を盛り込んだ、中長期的な経営計画を策定・公表し、黒字決算の継続と累積損失の解消に向けて、引き続き経営改善を進め、本市に依存しない財務体質の確立を図ります。
(財)川崎市体育協会	スポーツ指導者の育成・活用に努め、アマチュアスポーツ団体の中核としての役割を担い、市民スポーツ活動の普及・振興及び競技力向上を図っていくとともに、自主事業収入の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、本市からの補助金の削減を図り、引き続き経営改善を進めます。また、公益法人化に向けた取組を進めます。
川崎市信用保証協会	市内中小企業の円滑な資金繰りのための信用補完制度の中核的な役割を担っていくとともに、国の緊急保証により保証債務残高が増加した中、今後の景気動向によっては、代位弁済額が増加し、財務基盤に大きな影響が生じる可能性もあることから、債権の期中管理・回収体制の強化、経費削減や経営の透明性を高めるための取組等を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。
川崎アゼリア(株)	公共地下歩道や公共駐車場を管理し、川崎駅前の商業活性化の中核的な役割を担っていますが、黒字を確保しているものの、減収減益傾向が続いているため、川崎駅東口駅前広場再整備による影響等を踏まえ、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。
川崎冷蔵(株)	役員報酬の削減や退職者不補充等による経費削減、市場外事業者への営業活動の強化など稼働率の向上を図ることにより経営改善を進めてきましたが、2010(平成22)年度に策定した中長期的な経営計画に基づき、関係者によるモニタリング委員会を設置し、その進捗等の確認を行いながら、黒字決算の継続と債務超過の解消に向けて、より一層の経営改善を進めます。
(財)川崎市産業振興財団	市内中小企業の育成に努め、市をはじめ関係機関との緊密な連携を保持し、市の産学官ネットワークの核となる中間支援組織及び中小企業者支援のワンストップサービス窓口としての役割を担っていくとともに、本市以外からの収入の増加や経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。また、公益法人化に向けた取組を進めます。
(財)川崎・横浜公害保健センター	公害病被認定者の健康回復及び福祉の向上等のために必要な事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、公害病被認定者に対する検査・検診実施者数の減少に応じた効率的な運営を図るなど、引き続き経営改善を進めます。また、公益法人化に向けた取組を進めます。
(財)川崎市シルバー人材センター	シニア世代の生きがい、就労の観点から、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら、就労機会の提供を行う法人としての役割を担っていくとともに、事業運営手法の見直しや会員数の増加への対応、受注の拡大に向けた取組を推進するなど、引き続き経営改善を進めます。法人運営の必要経費に充てる事務費については、社会情勢及び他都市センターの状況等も踏まえて見直しを検討するなど、自主財源の確保及びより一層の安定的な事業運営に努めます。また、公益法人化に向けた取組を進めます。

法人名	今後の方向性
(財)川崎市看護師養成確保事業団	<p>医療関係団体と連携し、医療の高度化に対応できる看護師を育成し看護師確保対策の一翼を担うべく、国家試験合格率や市内医療機関への就職率の向上を図っていくとともに、効率的な財産運用や授業料などの校納金の改定による収入増や競争入札による経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(財)川崎市まちづくり公社	<p>公共施設の修繕等の設計・工事監理、再開発事業関連施設の管理運営事業など本市のまちづくり施策を補完する公共的な役割を担っていくとともに、優良ビル建設資金等融資事業については、引き続き着実な回収に向けた取組を進めます。</p> <p>また、これまでの収益確保や経費削減の取組に加え、新たな事業展開を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、公益法人制度改革への対応を図りながら、引き続き経営改善を進めます。</p>
川崎市住宅供給公社	<p>本市の住宅施策にあわせた先導的役割を果たす担い手として、今後の事業展開を明確化した中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、市営住宅の管理代行については、指定管理者制度に準じたモニタリング・評価を行うとともに、外部の専門家を入れて効果を検証し、より一層の効率的・効果的な管理に向けた取組を進めます。</p>
みぞのくち新都市(株)	<p>厳しい社会経済状況の中で黒字計上継続のため、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p>
川崎臨港倉庫(株)	<p>2010(平成22)年度に策定した本市の「川崎港千鳥町再整備計画」を踏まえて、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p>
かわさきファズ(株)	<p>総合物流拠点地区の核となる施設の管理運営主体として、引き続き事業効果を発揮していきます。</p> <p>また、土地使用料の免除が終了した2010(平成22)年度以降も、引き続き黒字決算を継続し、累積損失の早期解消に努め、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、さらなる経営改善を進めます。</p>
(財)川崎市消防防災指導公社	<p>消防防災に関する普及啓発など本市消防施策の補完的事業や東京湾アクアラインの消防用機材の管理など広域的事業等を実施していくとともに、経費削減等の取組を推進することによって、債務超過の解消に向けて、より一層の経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(財)川崎市学校給食会	<p>学校給食物資調達業務を効率的・効果的に実施するための手法について中長期的な観点から検討を行うとともに、給食費の未納金への対応を含めた管理体制の構築や経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>